

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国入求・障入求

日向市実行委員会 第1回常任委員会



日時 令和7年2月20日（木）

会場 日向市役所4階 委員会室

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 第1回常任委員会 次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第1号 日向市実行委員会常任委員会の委員変更 P 1
- ・報告第2号 日向市実行委員会専門委員会の役員選定 P 2
- ・報告第3号 競技会会期等の決定 P 3
- ・報告第4号 先催県の視察概要 P 6

(2) 審議事項

- ・議案第1号 日向市開催推進総合計画の一部改正（案） P 18
- ・議案第2号 第1回総務企画専門委員会における付託及び委任事項 P 21
- ・議案第3号 第1回競技式典専門委員会における付託及び委任事項 P 35
- ・議案第4号 第1回宿泊衛生専門委員会における付託及び委任事項 P 41
- ・議案第5号 第1回輸送交通専門委員会における付託及び委任事項 P 51

4 その他

5 閉 会

《参考》

- [資料1] 日向市実行委員会会則 P 55
- [資料2] 日向市実行委員会の組織体制 P 60
- [資料3] 日向市実行委員会常任委員会委員名簿 P 61
- [資料4] 日向市開催推進総合計画 P 62
- [資料5] 日向市実行委員会専門委員会規程 P 66
- [資料6] 日向市実行委員会専門委員会委員名簿 P 69

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
常任委員会の委員変更

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会会則第12条第8項の規定に基づき、副委員長及び常任委員を変更しましたので報告します。

(敬称略)

1 副委員長

所属団体・役職名	新任者	前任者
日向市 副市長	黒木 升男	(職務代行者) 濱田 卓己

2 常任委員

所属団体・役職名	新任者	前任者
特定非営利活動法人 宮崎県サーフィン連盟 副理事長	森園 茂生	小島 岳史

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 専門委員会の役員選定

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会専門委員会規程第3条及び第4条の規定に基づき、専門委員会の役員を選定しましたので報告します。

(敬称略)

1 総務企画専門委員会

役員名	所属団体・役職名	氏 名
委員長	日向商工会議所 事務局長	野口 洋
副委員長	日向市スポーツ協会 事務局長	黒木 智美
	日向市教育委員会学校教育課 課長	若杉 健司

2 競技式典専門委員会

役員名	所属団体・役職名	氏 名
委員長	日向市スポーツ協会 副理事長	馬場 隆太郎
副委員長	宮崎県ソフトボール協会 副理事長	後藤 拓郎
	日向市教育委員会スポーツ・文化振興課 課長	星野 眞由美

3 宿泊衛生専門委員会

役員名	所属団体・役職名	氏 名
委員長	一般社団法人日向市観光協会 専務理事	山本 達雄
副委員長	宮崎県日向保健所 衛生環境課長	林田 哲也
	日向市健康長寿部健康増進課 課長	治田 健吾

4 輸送交通専門委員会

役員名	所属団体・役職名	氏 名
委員長	宮崎県日向土木事務所 用地課長	渡邊 寿茂
副委員長	一般社団法人宮崎県バス協会 県北支部	金井 二三代
	日向市消防本部警防課 課長	高森 正吉

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 競技会会期等の決定

日本のひなた宮崎国スポの競技会会期及び日本のひなた宮崎障スポの大会会期が決定しましたので報告します。

1 日本のひなた宮崎国スポ〔大会会期 令和9年9月26日（日）～10月6日（水）【11日間】〕

（1）日向市開催の競技会会期

競技	種別	会場	競技 日 数	9月					10月					
				26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水
バスケットボール	少年男子	（仮称）日向市総合体育館	5	総 合 開 会 式					●	●	●	●	●	総 合 閉 会 式
	少年女子	日向高等学校体育館	2						●	●				
軟式野球	成年男子	お倉ヶ浜総合公園野球場	3							●		●	●	
ソフトボール	少年男子	お倉ヶ浜総合公園野球場	3		●	●	●							
		お倉ヶ浜総合公園運動広場	3		●	●	●							
	少年女子	お倉ヶ浜総合公園第2多目的広場	2		●	●								

（2）日向市開催の会期前実施競技会会期

競技	種別	会場	競技 日 数	9月						
				9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	～	23 木
バレーボール（ビーチバレーボール）	少年男子	お倉ヶ浜海岸特設会場	4	●	●	●	●		～	
	少年女子									

※デモンストレーションスポーツ（デモスポ）として開催するサーフィン競技の会期については未定

2 日本のひなた宮崎障スポ

（1）大会会期

令和9年10月23日（土）～10月25日（月）【3日間】 ※ブラインドベースボール競技の会期については未定

第81回国民スポーツ大会 競技会会期＜競技別＞

【正式競技】

競技	種別	市町	会場	競技 日数	2027年 競技会会期											
					9月					10月						
					26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	
総合開会式		都城市	宮崎県山之口陸上競技場		◎											
総合閉会式																◎
陸上競技	全種別	都城市	宮崎県山之口陸上競技場	5						●	●	●	●	●		
サッカー	成年男子	綾町	綾錦原サッカー場	3		●		●	●							
			綾小田爪多目的競技場	2		●	●									
			綾てるはふれあい広場	2		●	●									
	少年女子	西都市	清水台総合公園多目的広場	4		●	●	●	●							
		新富町	新富町フットボールセンター	2		●	●									
テニス	全種別	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園庭球場	4	●	●	●	●								
ホッケー	全種別	都農町	都農町藤見公園	5						●	●	●	●	●	●	
ボクシング	全種別	えびの市	えびの市民体育館	5						●	●	●	●	●	●	
バレーボール	6人制	成年男子	日南市	日南市北郷体育館	4		●	●	●	●						
		成年女子	延岡市	アスリートタウン延岡アリーナ	4		●	●	●	●						
		少年男子	都城市	早水公園体育文化センター	4		●	●	●	●						
		少年女子	小林市	(仮称)健幸のまちづくり拠点施設	4		●	●	●	●						
バスケットボール	成年男子	都城市	早水公園体育文化センター	4						●	●	●	●	●		
			早水公園体育文化センター	4						●	●	●	●	●		
	成年女子		高崎総合公園総合体育館	2						●	●	●	●	●		
	少年男子	日向市	(仮称)日向市総合体育館	5						●	●	●	●	●		
	少年女子	日向市	(仮称)日向市総合体育館	5						●	●	●	●	●		
レスリング	全種別	日南市	日南総合運動公園多目的体育館	4						●	●	●	●	●		
セーリング	全種別	日南市	日南市大堂津特設セーリング会場	4	●	●	●	●								
ウエイトリフティング	全種別	小林市	小林市文化会館	5						●	●	●	●	●		
ハンドボール	成年男女	綾町	綾てるはドーム	5						●	●	●	●	●		
		宮崎市	宮崎市佐土原体育館	2						●	●	●	●	●		
			宮崎市清武体育館	1						●	●	●	●	●		
	少年男女	宮崎市	宮崎市総合体育館	5						●	●	●	●	●		
			宮崎市佐土原体育館	3						●	●	●	●	●		
自転車	トラックレース	全種別	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園自転車競技場	4			●	●	●	●					
	ロードレース	全種別	串間市	串間市特設ロードレースコース	1						●					
ソフトテニス	成年男女	都城市	都城運動公園庭球場	2				●	●							
	少年男女	宮崎市	宮崎市生目の杜運動公園テニスコート	2		●	●									
卓球	全種別	宮崎市	宮崎市総合体育館	5	●	●	●	●	●							
軟式野球	成年男子	延岡市	西階公園野球場	4						●	●	●	●	●		
		日向市	お倉ヶ浜総合公園野球場	3						●	●	●	●	●		
		高鍋町	高鍋総合運動公園MASUDAスタジアム	2						●	●					
		川南町	川南町運動公園野球場	2						●	●					
		門川町	門川海浜総合公園野球場	2						●	●	●				
		西都市	西都原運動公園野球場	2						●	●					
相撲	全種別	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町総合公園G-パーク 五ヶ瀬ドーム	3						●	●	●	●	●		
フェンシング	全種別	国富町	アリーナくにとみ	4						●	●	●	●	●		
柔道	全種別	延岡市	アスリートタウン延岡アリーナ	3						●	●	●	●	●		
ソフトボール	成年男子	延岡市	西階公園野球場	3		●	●	●								
		門川町	門川海浜総合公園野球場	3		●	●	●								
	成年女子	宮崎市	宮崎市清武総合運動公園 SOKKENスタジアム・第2野球場	3		●	●	●								
	少年男子	日向市	お倉ヶ浜総合公園	3		●	●	●								
	少年女子		野球場・運動広場・第2多目的広場	3		●	●	●								
バドミントン	全種別	高鍋町	井上スポーツセンター高鍋町総合体育館	4	●	●	●	●								
弓道	近的	全種別	串間市	串間市総合運動公園特設弓道会場	4	●	●	●	●							
	遠的	全種別		3	●	●	●									
剣道	全種別	高千穂町	高千穂町武道館	3							●	●	●	●		
ラグビーフットボール	7人制	成年男子	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園ひなた陸上競技場	2						●	●				
	女子			2							●	●				
	15人制	少年男子		4						●	●	●	●	●		
スポーツクライミング	リード	全種別	木城町	(仮称)木城町体育館特設会場	3						●	●	●	●		
	ボルダ	全種別		3							●	●	●	●		
カヌー	スプリント	全種別	小林市	(仮称)小野湖特設カヌー競技場	4						●	●	●	●		
アーチェリー	全種別	高原町	高原町総合運動公園多目的芝生広場	3						●	●	●				
空手道	全種別	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園ひなた武道館	3							●	●	●	●		
銃剣道	全種別	三股町	三股町武道体育館	3		●	●	●								
なぎなた	全種別	日之影町	日之影町立日之影中学校体育館	3						●	●	●				
ボウリング	全種別	宮崎市	宮崎エースレーン	5						●	●	●	●	●		

※全種別（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）

正式競技(会期前実施競技)

競技		種別	市町	会場	競技 日数	9月																
						9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
						木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
水泳	競泳	全種別	宮崎市	宮崎県プール	3									●	●	●						
	飛込	全種別	熊本市	熊本市総合屋内プール アクアドームくもと	3		●	●	●													
	水球	全種別	宮崎市	宮崎県プール	4				●	●	●	●										
	アーティスティックスイミング	少年女子	宮崎市	宮崎県プール	1		●															
	オープンウォータースイミング	全種別	延岡市	須美江海水浴場特設会場	1				●													
ローイング		全種別	小林市	(仮称)小野湖特設ローイング競技場	4			●	●	●	●											
バレーボール		ビーチバレーボール	日向市	お倉ヶ浜海岸特設会場	4	●	●	●	●													
体操	競技	全種別	延岡市	アスリートタウン延岡アリーナ	4	●	●	●	●													
	新体操	全種別			2											●	●					
	トランポリン	全種別	小林市	(仮称)健幸のまちづくり拠点施設	1	●																
馬術		全種別	綾町	綾馬事公苑	5												●	●	●	●		
ライフル射撃	50m	全種別	宮崎市	宮崎県ライフル射撃競技場	4		●	●	●	●												
	10m・AP	全種別			4		●	●	●	●												
	BR・BP	全種別		宮崎市田野体育館	3		●	●	●													
	CFP	成年男子		宮崎県警察学校射撃場	3		●	●	●													
カヌー	スラローム	全種別	鹿児島県湧水町	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場	2			●	●													
	ワイルドウォーター	全種別			2		●			●												
ゴルフ	成年男子		宮崎市	宮崎レイクサイドゴルフ倶楽部	3						●	●	●									
	女子			宮崎カントリークラブ	3						●	●	●									
	少年男子			ハイビスカスゴルフクラブ	3						●	●	●									
トライアスロン		全種別	宮崎市	みやざき臨海公園特設会場	1												●					

※全種別(成年男子、成年女子、少年男子、少年女子)

特別競技

競技		種別	市町	会場	競技 日数	9月					10月				
						26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
						日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
高等学校野球	硬式	—	日南市	天福公園野球場	3					●	●	●	●		
	軟式	—		日南総合運動公園野球場 南郷中央公園野球場	3						●	●		●	

公開競技

競技	種別	市町	会場	競技 日数	競技日程
綱引	全種別	日南市	日南総合運動公園多目的体育館	2	8月21日(土)～8月22日(日)
ゲートボール	全種別	都城市	都城運動公園陸上競技場	2	9月11日(土)～9月12日(日)
武術太極拳	全種別	延岡市	アスリートタウン延岡アリーナ	2	8月28日(土)～8月29日(日)
パワーリフティング	全種別	延岡市	アスリートタウン延岡アリーナ	3	9月3日(金)～9月5日(日)
バウンドテニス	全種別	都城市	早水公園体育文化センター	2	8月28日(土)～8月29日(日)
エアロビック	全種別	木城町	木城町体育館	2	8月21日(土)～8月22日(日)

先催県 視察報告



視察競技 一覧

SAGA2024国民スポーツ大会 バスケットボール競技（唐津市）

SAGA2024国民スポーツ大会 軟式野球競技（唐津市・伊万里市）

SAGA2024国民スポーツ大会 ソフトボール競技（太良町・みやき町・上峰町）

SAGA2024国民スポーツ大会 ビーチバレーボール競技（伊万里市）

SAGA2024全国障害者スポーツ大会 ブラインドベースボール（白石町）

総務企画



おもてなし配布・試食
【伊万里市：ビーチバレー】



花いっぱい運動
【伊万里市：ビーチバレー】



国スポグッズ 売店
【唐津市：軟式野球】



パブリックビューイング会場
【唐津市：バスケットボール】



ロイヤルボックス（お成り）
【唐津市：バスケットボール】



無料ドリンクの配布
【唐津市：バスケットボール】

総務企画



学校応援
【唐津市：バスケットボール】



休憩所（中継モニター設置）
【唐津市：バスケットボール】



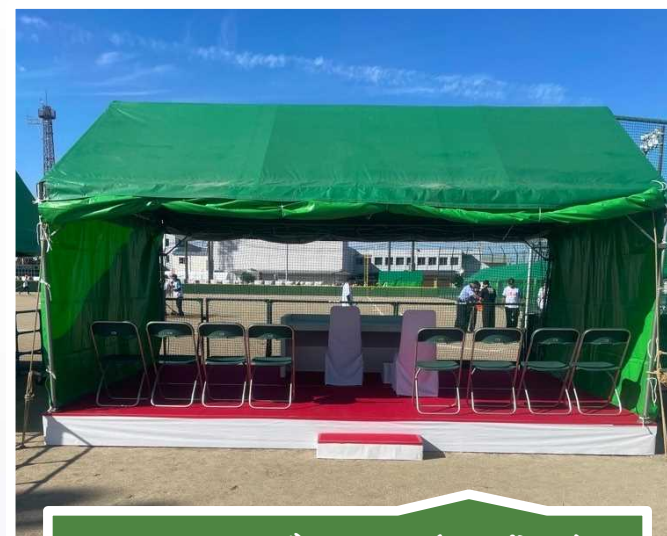
協賛品提供 のぼり旗
【草津市：ソフトボール リハ大会】



協賛品提供 横断幕
【草津市：ソフトボール リハ大会】



大会関係者識別用品
【太良町：ソフトボール】



ロイヤルボックス（お成り）
【太良町：ソフトボール】

競技式典



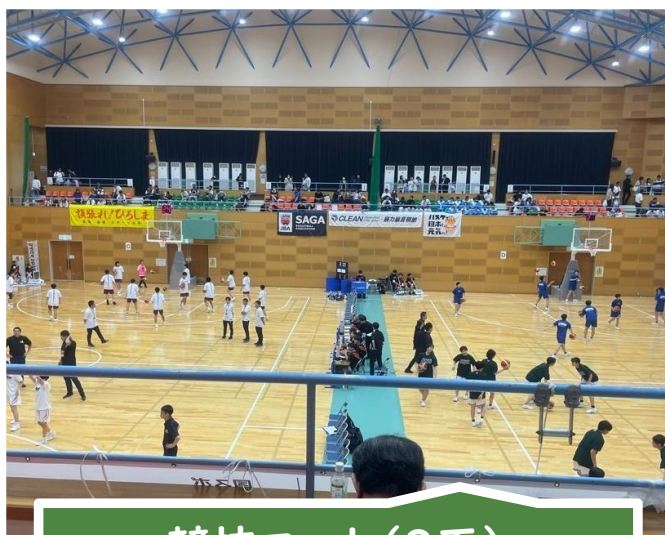
競技コート整備
【伊万里市：ビーチバレー】



テント内設置のミスト扇風機
【伊万里市：ビーチバレー】



競技補助員の動員
【伊万里市：ビーチバレー】



競技コート(2面)
【唐津市：バスケットボール】



コート脇アップ会場
【唐津市：バスケットボール】



表彰式
【唐津市：バスケットボール】

競技式典



会場内設置の仮設クーラー
【唐津市：バスケットボール】



選手控室
【唐津市：軟式野球】



記録速報掲示板・組合せ表
【唐津市：軟式野球】



選手用ベンチ
【上峰町：ソフトボール】



グラウンド内 実施本部
【上峰町：ソフトボール】



コート脇アップスペース
【太良町：ソフトボール】

宿泊衛生



幹旋弁当（日替わり）
【唐津市：バスケットボール】



弁当引換所（冷蔵庫有り）
【唐津市：バスケットボール】



救護室
【草津市：ソフトボール リハ大会】



幹旋弁当
【白石町（障スポ）】



盲導犬用トイレ（トイレ左）
【白石町（障スポ）】



会場内設置のゴミ箱
【太良町：ソフトボール】

宿泊衛生



幹旋弁当
【太良町：ソフトボール】



会場内設置の仮設トイレ
【太良町：ソフトボール】



仮設トイレ 内部
【太良町：ソフトボール】



救護用品①
【みやき町：ソフトボール】



救護用品②
【みやき町：ソフトボール】



ゴミステーション
【守山市：ソフトボール リハ大会】

輸送交通



選手・監督送迎バス
【伊万里市：ビーチバレー】



シャトルバス発着場
【伊万里市：ビーチバレー】



駐車場誘導看板
【伊万里市：ビーチバレー】



シャトルバス乗り場案内
【唐津市：バスケットボール】



シャトルバス発着場
【唐津市：バスケットボール】



会場警備
【唐津市：バスケットボール】

輸送交通



おもいやり駐車スペース
【上峰町：ソフトボール】



会場内シャトルバス乗り場
【上峰町：ソフトボール】



バス発着場 交通整理の様子
【太良町：ソフトボール】



消防・警備本部
【太良町：ソフトボール】



輸送・交通本部
【みやき町：ソフトボール】



会場待機中の消防車
【守山市：ソフトボール リハ大会】

障害者スポーツ大会（ブラインドベースボール） in 白石町



試合風景①



試合風景②



試合風景③



トーナメント表



会場案内板



競技紹介ボード

障害者スポーツ大会（ブラインドベースボール） in 白石町



観客席



実況音声配信



同点時の抽選



ウェルネス競技
体験コーナー



雨天時の会場整備



監督会議

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市開催推進総合計画の一部改正（案）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市開催推進総合計画を次のとおり改正する。

1 理由

日向市開催推進総合計画の「2 年次計画」における別表「年次計画（年度別業務一覧）」について、これまでの進捗状況等を反映した所要の改正を行うもの。

2 内容

（1）組織

- ① 令和6年度の「庁内推進本部設置」を削除し、令和7年度に「庁内実施本部設置」を追加

（2）総務企画専門委員会

- ① 競技式典専門委員会〔7 式典〕の令和8年度「炬火イベント実施計画・要項策定」及び令和9年度「炬火イベント実施」を〔3 広報〕に変更

（3）競技式典専門委員会

- ① 〔6 競技〕の令和5年度「リハ大会開催基本計画策定」を令和6年度に変更
- ② 〔7 式典〕の令和8年度「炬火イベント実施計画・要項策定」及び令和9年度「炬火イベント実施」を総務企画専門委員会〔3 広報〕に変更

（4）宿泊衛生専門委員会

- ① 〔9 宿泊〕の令和7年度「リハ大会宿泊実施要項策定」を削除し、令和8年度「大会宿泊実施要項策定」に「（県）」を追加

（5）輸送交通専門委員会

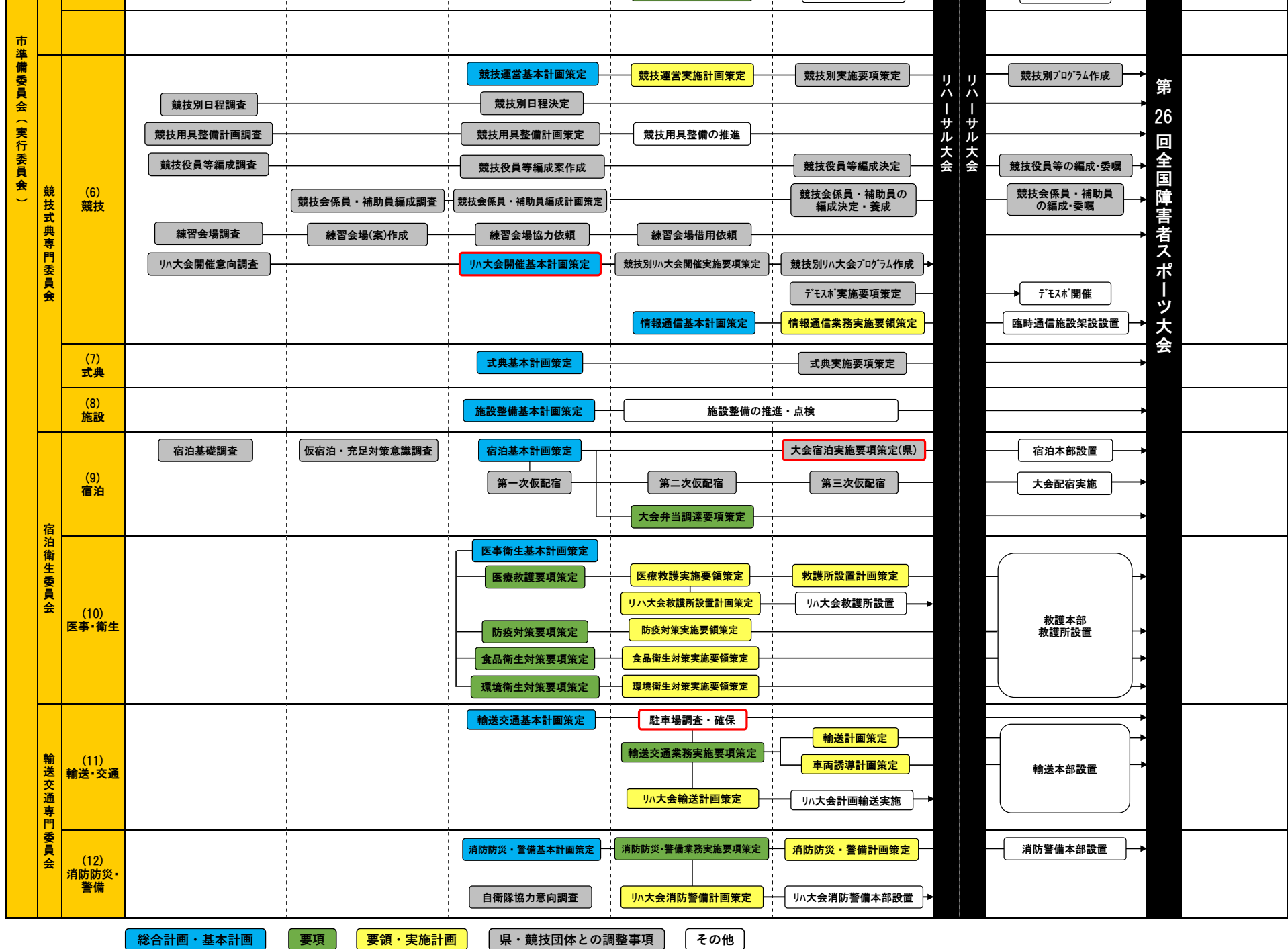
- ① 〔11 輸送・交通〕の令和6年度「駐車場調査・確保」を令和7年度に変更

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】の一部改正(案)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
国体(国スポ開催県)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
組織 総務企画専門委員会 (1) 総務企画・(2) 財務 (3) 広報 (4) 市民運動 (5) 観光・おもてなし	大会開催内定	国スポ・障スポ大会準備室設置 設立発起人会開催 準備委員会設立 総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	日スポ協・文科省総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組	庁内実施本部設置 リハ大会実施本部設置	大会実施本部設置	
	県との連絡調整 全体会期調査	開催推進総合計画策定 大会経費調査検討	企業協賛取扱要項策定 リハ大会経費検討	リハ大会予算編成 識別用品整備要項策定 遺失物・拾得物取扱要項策定 保険加入要項策定	大会経費予算編成 リハ大会識別用品整備 リハ大会遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入	事業概要説明会開催 (後催県対象)
			広報基本計画策定・広報活動	ホームページ(SNS含む)開設・運営 大会報告書編成方針策定 炬火イベント実施計画・要項策定	大会報告書作成 炬火イベント実施	大会報告書配付
			市民運動基本計画策定 ボランティア募集要項策定 ボランティア募集等の検討	市民運動の推進 ボランティア募集・研修 ボランティアマニュアル策定 リハ大会ボランティア業務計画策定	リハ大会ボランティア配置 大会ボランティア業務計画策定	ボランティア募集・研修・配置
			観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし実施要項策定 案内所・休憩所等設置運営要項策定 売店設置運営要項策定	リハ大会案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾・ガイドブック作成等 大会案内所・休憩所等設置 大会売店設置

第26回全国障害者スポーツ大会
第81回国民スポーツ大会

第81回国民スポーツ大会



総合計画・基本計画

要項

要領・実施計画

県・競技団体との調整事項

その他

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
第1回総務企画専門委員会における付託及び委任事項

令和7年1月8日に開催した総務企画専門委員会において、次の事項を審議決定しました。

- 1 日向市協賛取扱要項（案）
- 2 日向市広報基本計画（案）
- 3 日向市市民運動基本計画（案）
- 4 日向市ボランティア募集要項（案）
- 5 日向市観光・おもてなし基本計画（案）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

原則として、大会の広報啓発並びに歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

3 協賛の実施方法

- （１）協賛の受入れは、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。
- （２）協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- （３）協賛の申込みは、協賛申込書（様式第１号）により行う。
- （４）協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第２号）を協賛者に交付する。
- （５）協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受入れられないもの

- （１）大会の趣旨に反するもの。
- （２）法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- （３）青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- （４）政治活動及び宗教活動等にあたると認められるもの。
- （５）その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- （１）協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。
- （２）前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことがで

きる。また、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は別に定める。

(様式第 1 号)

協賛申込書

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 会長 様

(申込者)
所在地
名称又は氏名
電 話

日向市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格 等	
	単 価	
	数 量	
	総額(相当額)	
協賛方法	提供 ・ 貸与	
引渡年月日		
その他		

※個人協賛者は、下記にチェックをお願いします。

①「日向市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

☐ 同意する

②氏名の公表に同意します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

【担当者連絡先】

所属名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

個人協賛にあたっての確認書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市協賛取扱要項（以下「取扱要項」という。）及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえで申込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い

- （1）「取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- （2）氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに実行委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議のうえ決定していくことになります。
- （3）実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその理由を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- （1）個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる団体等を構成する者ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- （2）反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

(様式第 2 号)

協賛受領書

年 月 日

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 会長

日向市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格 等	
	単 価	
	数 量	
	総額(相当額)	
協賛方法	提供 ・ 貸与	
引渡年月日		
その他		

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市広報基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、「日向市開催推進総合計画」に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然、歴史文化、食など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

（１）愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

- ① 愛称・スローガンの活用及び普及
- ② マスコットキャラクターの活用及び普及
- ③ 大会イメージソング・ダンスの活用及び普及

（２）各種広報物による広報

各種広報物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

- ① ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成
- ② 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載
- ③ 広報グッズの作製

（３）屋外広告物による広報

横断幕やカウントダウンボード等を設置し、大会開催を広く周知する。

- ① 横断幕、のぼり旗等の設置
- ② 案内板、カウントダウンボード等の設置
- ③ デジタルサイネージの活用

（４）多様なメディアによる広報

多様なメディア、SNS等を活用し、幅広い世代への効果的な情報伝達により、本市の魅力を広域的に発信する。

- ① ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信
- ② 新聞、テレビ、ラジオを活用した情報発信

（５）イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、既存のイベント・大会等と連携し、効果的な広報活動を実施する。

- ① 啓発イベントの開催

② 市、各種団体等の主催によるイベント、大会等との連携

(6) 大会報告書等による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成する。

① 大会報告書の作成

② 大会記録映像、写真集等の制作

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市市民運動基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）の成功に向け、「日向市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支え合って生きる社会づくりにつなげるとともに、今後の本市の発展につなげる。

2 内容

（１）市民一人ひとりの参加で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、さまざまな機会を通じて主体的に参加・協力し、喜びや感動を共有できる大会とする。

- ① 大会運営のサポートやボランティア活動への参加促進
- ② 競技会場での観戦や応援の促進
- ③ 大会関連イベントへの参加

（２）心のこもった温かいおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいとぬくもりに満ちた大会とする。

- ① 花いっぱい運動、クリーンアップ運動の展開
- ② 横断幕や応援のぼり旗などでの歓迎
- ③ おもてなし料理等のふるまい

（３）スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツを推進する大会

市民が大会を契機に、幅広く生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむなど、「する・みる・ささえる」スポーツに取り組み、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営める大会とする。

- ① 大会開催のＰＲ、競技体験会等の開催
- ② 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

（４）日向市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の多彩で豊かな自然や個性あふれる歴史文化、食などの魅力を再認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する大会とする。

- ① 観光情報等の発信
- ② 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ③ 観光ボランティア活動への参加

(5) クリーンで快適な大会

環境美化活動を促進し、きれいなまちづくりを目指すとともに、公共交通機関の利用促進を図ることで快適な大会とする。

- ① クリーンアップ活動への参加促進
- ② 競技会場周辺における交通渋滞の緩和促進

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における大会の運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

競技会の運営及び大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配布
案 内	競技会場等での案内、情報提供
休 憩 所	休憩所におけるおもてなし
弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
そ の 他	その他競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和7年度から適宜募集し、募集人数に達するまでとする。

5 応募要件

平成27年4月1日以前（令和9年度に中学生以上）に生まれた方で、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- （1）本市に在住、通勤、通学している個人
- （2）本市に活動拠点を有する団体
- （3）上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込むものとする。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

7 登録・変更・取消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合は、登録内容を変更することができる。
- (3) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ① 本人または当該団体から申し出があった場合
 - ② 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ③ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動（研修会等を含む。）開始は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

登録者に対して、大会に関する認識を深め円滑な大会運営を行えるよう、実行委員会は必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等に対する報酬は原則無償とし、交通費も自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当等を、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティア活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報については、日向市個人情報保護法施行条例（令和４年日向市条例第４０号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市観光・おもてなし基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対する観光・おもてなしについて、「日向市開催推進総合計画」に基づき、大会参加者等を温かくお迎えするとともに、風光明媚な観光地や豊かな食文化など本市の多彩な魅力に触れ、「リラックスタウン日向」の雰囲気を感じてもらうことで、「また訪れたい」と思っただけのような心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

（１）歓迎装飾の実施

大会参加者等を心温かく迎えるとともに、開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅、その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

（２）案内所の設置

大会参加者等の利便性を向上するため、競技会場や主要駅に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光等の案内業務を行う。

（３）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

（４）売店の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品やご当地グルメの紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店を設置する。

（５）おもてなしの提供

関係機関、関係団体の協力を得て接遇意識の高揚に努めるとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
第1回競技式典専門委員会における付託及び委任事項

令和7年1月9日に開催した競技式典専門委員会において、次の事項を審議決定しました。

- 1 日向市競技運営基本計画（案）
- 2 日向市リハーサル大会開催基本計画（案）
- 3 日向市式典基本計画（案）
- 4 日向市施設整備基本計画（案）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市競技運営基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」において本市で開催される競技会については、「日向市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係団体等」という。）と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

2 内容

（１）競技会の運営

関係団体等と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

（２）競技役員等の編成

関係団体等と十分に協議のうえ、適正な配置を行う。

（３）競技用具の整備

現有する競技用具を可能な限り活用し、競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に整備する。

（４）競技記録

関係団体等と連携を図り、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

（５）リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に対する市民の機運醸成を図るため、関係団体等と協力して開催する。

（６）デジタル技術の活用

大会参加者等の利便性や満足度を高めるため、競技会の運営や競技記録業務における情報について、デジタル技術を活用して通信の効率化やリアルタイムでの発信に努める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「国スポ・障スポ」という。）に備えて本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）については、宮崎県の「日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係団体等」という。）と協力して開催する。

2 大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

リハーサル大会は、原則として国スポ・障スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

（１）実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

（２）競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営を行うとともに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

（３）式典

開・閉会式及び表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化し、式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

（４）施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則として国スポ・障スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限り国スポ・障スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。

（５）競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不

足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

国スポ・障スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運を醸成するため、広報活動及び市民運動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(10) 消防防災・警備

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

(11) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。なお、日本のひなた宮崎障スポのリハーサル大会については、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市式典基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」において本市で開催する式典については、「日向市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係団体等」）と十分に協議のうえ、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

2 内容

（１）開始式

開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

（２）表彰式

表彰式は、関係団体等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

（３）式典音楽

式典で使用する音楽は、ＣＤ等の活用を図るなど簡素化に努めることとする。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市施設整備基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」において本市で開催される競技会の施設整備については、「日向市開催推進総合計画」に基づき、国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

2 内容

（１）競技施設の整備

競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

（２）練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、既存施設を有効活用する。

（３）臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、整備する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
第1回宿泊衛生専門委員会における付託及び委任事項

令和7年1月9日に開催した宿泊衛生専門委員会において、次の事項を審議決定しました。

- 1 日向市宿泊基本計画（案）
- 2 日向市医事衛生基本計画（案）
- 3 日向市医療救護要項（案）
- 4 日向市防疫対策要項（案）
- 5 日向市食品衛生対策要項（案）
- 6 日向市環境衛生対策要項（案）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市宿泊基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者等」という。)の宿泊について、「日向市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舎

- ① 大会参加者等の宿舎は、原則として市内の旅館等(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- ② 市内の旅館等だけで大会参加者等の収容が困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ③ 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

(2) 配宿

- ① 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- ② 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ③ 役員、視察員、報道員及びその他関係者の宿舎は、原則として、選手・監督の旅館等とは別にする。
- ④ 大会参加者等を近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者等に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、本市の多彩で新鮮な食材を使った郷土色豊かなものを提供する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市医事衛生基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、「日向市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関、関係団体（以下「関係団体等」という。）の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、医療救護体制及び防疫体制の確立を図る。

2 内容

（1）医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

（2）防疫

大会参加者等の感染症の発生及び蔓延を防止するため、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

（3）食品衛生

大会参加者等に対する食の安全・安心を確保するため、関係団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、食中毒の発生予防に努める。

（4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍及び競技会場等の衛生対策、廃棄物の適正処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、救護活動及び競技運営に支障のないよう、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救急隊員等を配置する。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、A E D（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急措置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する、もしくは最寄りの医療機関を紹介するなど適切な処置を講じる。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動要請を行い、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

（2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動要請を行い、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

（3）宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に

応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。なお、この場合には必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

(4) 市実行委員会主催の大会関連イベント等における医療救護

市実行委員会主催の大会関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関等と協議して定める。

5 医療費

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関等に対して、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、医療救護体制について周知を図る。

7 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、この要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

（１）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

（２）感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市及び宮崎県内での流行状況を常に監視するとともに、大会参加者等へホームページ等を活用した情報提供及び注意喚起を行う。

（３）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）発生時の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（１）本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要項を準用する。

（２）この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（１）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民及び大会参加者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品衛生の向上に努める。

（２）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

（３）健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

① 対象者

- ア 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- イ 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- ウ 競技会場において食品を提供する売店の従事者
- エ その他市実行委員会が必要と認めた者

② 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

（４）食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、この要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（１）環境衛生に対する意識の向上

関係機関、関係団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（２）会場の環境美化

関係機関、関係団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（３）生活環境の美化

関係機関、関係団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄や空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

（４）廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

（５）宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

（６）飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

（７）衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

① 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

② 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、この要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
第1回輸送交通専門委員会における付託及び委任事項

令和7年1月10日に開催した輸送交通専門委員会において、次の事項を審議決定しました。

- 1 日向市輸送交通基本計画（案）
- 2 日向市消防防災・警備基本計画（案）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市輸送交通基本計画(案)

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者」という。)並びに一般観覧者の輸送交通について、「日向市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

① 輸送の原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、その利用料金は自己負担とする。

② 計画輸送

競技会場、練習会場及び宿泊施設間の輸送において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで、計画輸送を行う。

③ 競技共催市町間の輸送

他市町と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

① 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を行う。

② 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全を確保し、目的地に迅速に到達させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

① 駐車場の確保

競技会場及び練習会場並びにその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

② 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、

一般車両(一般観覧者車両を含む。)と容易に区別ができるよう必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減を図るため、公共交通機関等の積極的な利用とマイカーの利用自粛を呼びかける。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市消防防災・警備基本計画(案)

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における消防防災・警備対策について、競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、「日向市開催推進総合計画」に基づき、消防・警察その他関係機関（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 内容

（１）消防防災対策

競技会場等の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止及び救急救助に関する諸対策を講じる。また、大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、関係機関等の協力を得て、防火・防災に対する意識の向上を図る。

（２）警備対策

競技会場、練習会場及び宿泊施設（以下「競技会場等」という。）における事件、事故の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。また、大会期間中には、関係機関等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

（３）大規模災害・突発重大事案対策

競技会場等での大規模災害並びに突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止及び救急救助に関する諸対策を講じる。

（４）関係機関等との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

参考資料

[資料1] 日向市実行委員会会則	P 55
[資料2] 日向市実行委員会の組織体制	P 60
[資料3] 日向市実行委員会常任委員会委員名簿	P 61
[資料4] 日向市開催推進総合計画	P 62
[資料5] 日向市実行委員会専門委員会規程	P 66
[資料6] 日向市実行委員会専門委員会委員名簿	P 69

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、日向市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 日向市を代表する者
- (2) 日向市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、日向市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委

嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、日向市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

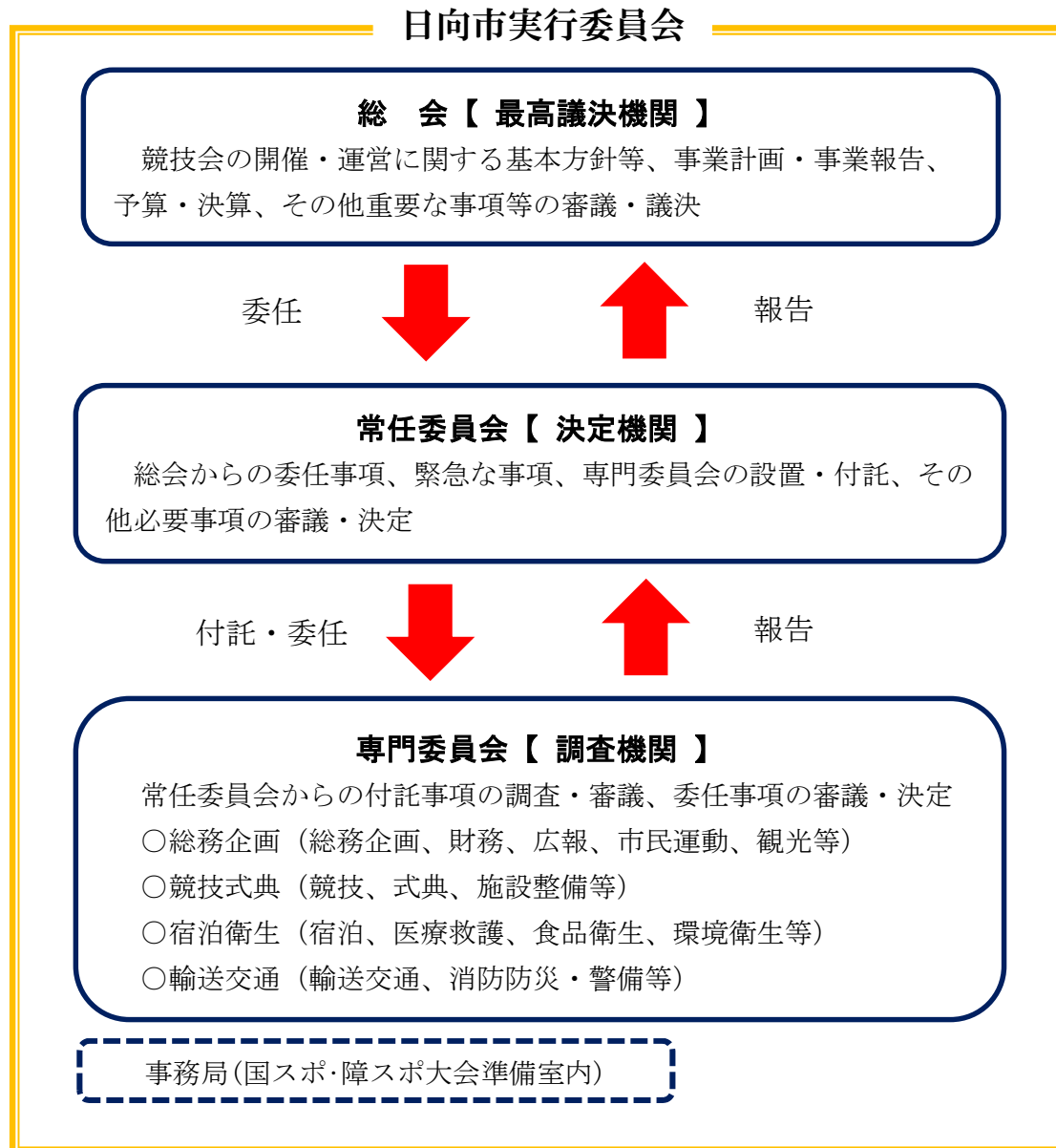
(施行期日)

- 1 この会則は、令和6年8月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」と読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会の組織体制



〔国民スポーツ大会開催基準要項 第25項〕

開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて設置する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会常任委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

選 出 区 分	所 属 団 体 等	役 職 名	氏 名
市関係	日向市	市長	西村 賢

【副会長】 6名

選 出 区 分	所 属 団 体 等	役 職 名	氏 名
スポーツ・レクリエーション	日向市スポーツ協会	会長	田中 隆幸
産業・経済	日向商工会議所	会頭	三輪 純司
宿泊・観光・衛生	一般社団法人 日向市観光協会	会長	黒木 繁人
市議会	日向市議会	議長	松葉 進一
市関係	日向市	副市長	黒木 升男
	日向市教育委員会	教育長	今村 卓也

【常任委員】 21名

選 出 区 分	所 属 団 体 等	役 職 名	氏 名
市議会	日向市議会	副議長	日高 和広
県競技団体	宮崎県バレーボール協会	会長	寺村 明之
	宮崎県ソフトボール協会	会長	押川 尚生
	宮崎県軟式野球連盟	会長	井料田 豊
	一般社団法人 宮崎県バスケットボール協会	代表理事長	神戸 博明
	特定非営利活動法人 宮崎県サーフィン連盟	副理事長	森園 茂生
スポーツ・レクリエーション	日向市スポーツ推進委員協議会	会長	寺田 新一郎
	日向地区小学校体育連盟	会長	原口 靖
	日向地区中学校体育連盟	会長	山之口 雅彦
	宮崎県高等学校体育連盟県北支部	支部長	鬼束 美和
教育・学校関係	日向市小学校校長会	会長	平田 哲
	日向市中学校校長会	会長	横山 博章
	宮崎県県立学校長協会	日向地区理事	鬼束 美和
社会団体	日向市区長公民館長連合会	会長	黒木 末人
宿泊・観光・衛生	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合日向支部	支部長	谷口 勝
	宮崎県飲食業生活衛生同業組合日向支部	支部長	田崎 澄
通信・運輸	一般社団法人 宮崎県バス協会 県北支部	支部長	黒木 重人
	一般社団法人 宮崎県タクシー協会 日向支部	支部長	飯沼 智宏
医療・福祉	一般社団法人 日向市東臼杵郡医師会	会長	今給黎 承
	社会福祉法人 日向市社会福祉協議会	会長	黒木 正一
	特定非営利活動法人 日向市障害者団体連絡協議会	理事長	佐藤 正由

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市開催推進総合計画

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「宮崎国スポ・障スポ」という。）を成功に導くため、日向市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（１）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、宮崎国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとせず、その開催を通じて市民が日向市に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（２）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（３）広報

宮崎国スポ・障スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然、歴史文化、食など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（４）市民運動

市民一人ひとりが宮崎国スポ・障スポ開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支え合って生きる社会づくりにつなげるとともに、今後の日向市の発展につなげる。

（５）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、風光明媚な観光地や豊かな食文化など本市の多彩な魅力に触れ、「リラックスタウン日向」の雰囲気を感じてもらうことで、「また訪れたい」と思ってもらえるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（６）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

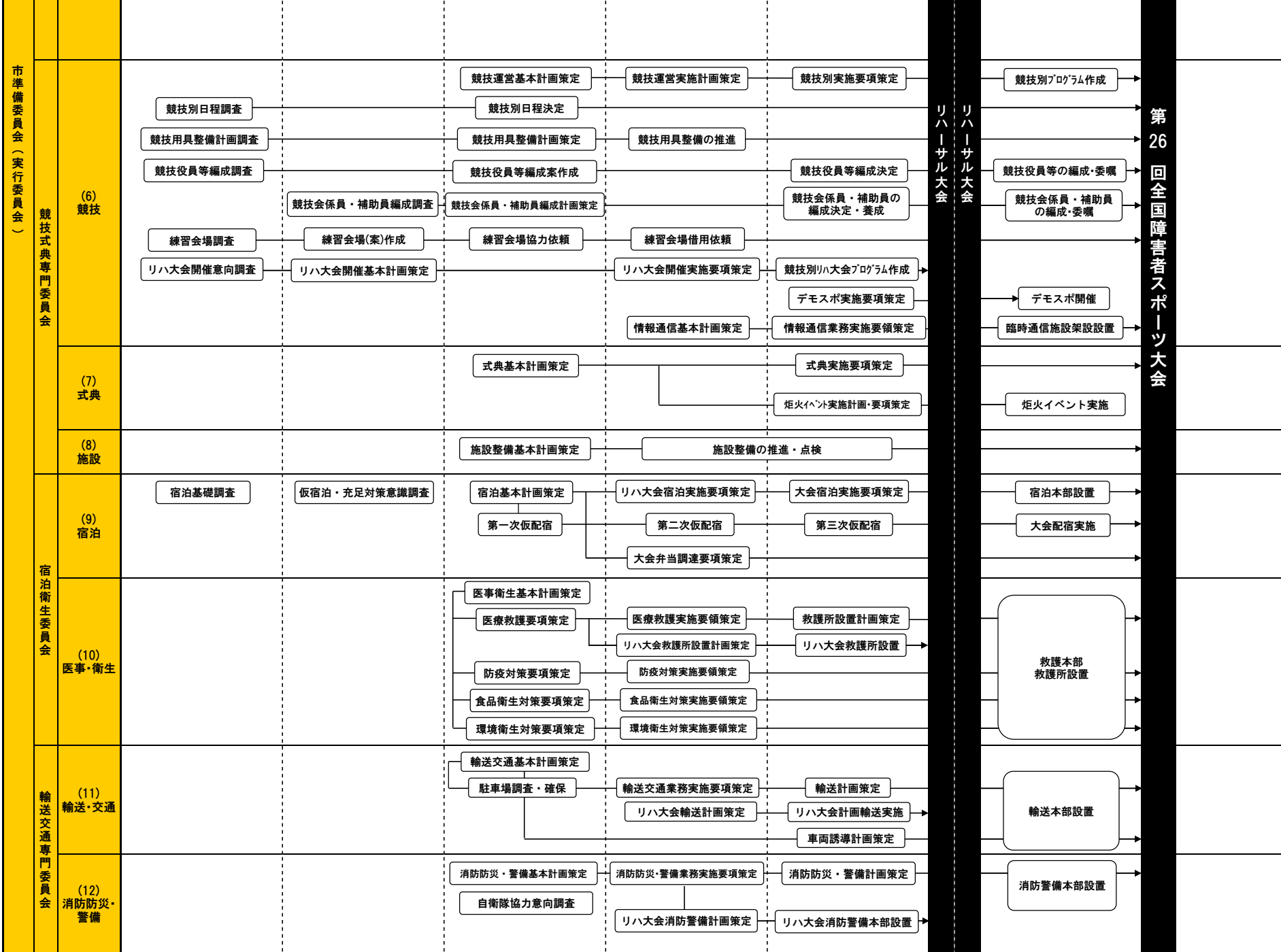
2 年次計画

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）については、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
国体(国スポ開催県)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
組織	大会開催内定	国スポ・障スポ大会準備室設置 設立発起人会開催 準備委員会設立 総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	日スポ協・文科省総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組			
			庁内推進本部設置	リハ大会実施本部設置	大会実施本部設置	
	県との連絡調整	開催推進総合計画策定	企業協賛取扱要項策定			
	大会経費調査検討	大会経費調査検討	リハ大会経費検討	リハ大会予算編成	大会経費予算編成	
	全体会期調査			識別用品整備要項策定	リハ大会識別用品整備	
				遺失物・拾得物取扱要項策定	リハ大会遺失物・拾得物取扱実施	
総務企画専門委員会				保険加入要項策定	リハ大会保険加入	
			広報基本計画策定・広報活動	ホームページ(SNS含む)開設・運営		
				大会報告書編成方針決定		
			市民運動基本計画策定	市民運動の推進		
			ボランティア募集要項策定	ボランティア募集・研修		
			ボランティア募集等の検討	ボランティアマニュアル策定	リハ大会ボランティア配置	
(1) 総務企画 (2) 財務				リハ大会ボランティア業務計画策定	大会ボランティア業務計画策定	
				歓迎装飾・おもてなし実施要項策定		
			観光・おもてなし基本計画策定	案内所・休憩所等設置運営要項策定	リハ大会案内所・休憩所等設置	
				売店設置運営要項策定	リハ大会売店設置	
(3) 広報						
(4) 市民運動						
(5) 観光・おもてなし						
第81回国民スポーツ大会						
第26回全国障害者スポーツ大会						
実行委員会総会 (解散)						
事業概要説明会 開催 (後催県対象)						
大会報告書配付						



第26回全国障害者スポーツ大会

リハサル大会
リハサル大会

競技式典専門委員会

宿泊衛生委員会

輸送交通専門委員会

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則（令和5年11月14日施行）第13条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月6日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技運営に関すること 2 式典に関すること 3 競技会場に関すること 4 その他競技運営に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事及び衛生に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 消防防災及び警備に関すること 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
専門委員会委員名簿

1 総務企画専門委員会

(敬称略・順不同)

役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	日向商工会議所	事務局長	野口 洋
副委員長	日向市スポーツ協会	事務局長	黒木 智美
副委員長	日向市教育委員会 学校教育課	課長	若杉 健司
	東郷町商工会	事務局長	岩田 政詞
	一般社団法人日向青年会議所	理事長	杉本 圭史
	一般社団法人日向市観光協会	事務局長	高木 慎平
	社会福祉法人日向市社会福祉協議会	事務局長	大野 靖文
	特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会	副理事長	甲斐 ひろみ
	日向市小学校校長会	保健体育担当	原口 靖
	日向市中学校校長会	体育連盟会長	山之口 雅彦
	宮崎県県立学校長協会	日向地区理事	鬼束 美和
	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	副会長	尾池 厚子
	日向市区長公民館長連合会	副会長	伊東 松実
	日向市高齢者クラブ連合会	会長	弓削 哲郎
	日向市総合政策部 秘書広報課	課長	東 久美
	日向市福祉部 福祉課	課長	多田 好太郎
	日向市商工観光部 商工港湾課	課長	中田 幸徳
	日向市商工観光部 観光交流課	課長	寺田 雅彦

2 競技式典専門委員会

(敬称略・順不同)

役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	日向市スポーツ協会	副理事長	馬場 隆太郎
副委員長	宮崎県ソフトボール協会	副理事長	後藤 拓郎
副委員長	日向市教育委員会 スポーツ・文化振興課	課長	星野 眞由美
	日向市スポーツ推進委員協議会	副会長	水野 キヨミ
	日向地区小学校体育連盟	理事長	下田 航
	日向地区中学校体育連盟	理事長	山本 陽介
	宮崎県高等学校体育連盟県北支部	支部長	鬼束 美和
	宮崎県バレーボール協会	理事長	中馬 義郎
	宮崎県軟式野球連盟	強化育成部長	森田 廣行
	一般社団法人宮崎県バスケットボール協会	常任理事	丸岡 英文
	特定非営利活動法人宮崎県サーフィン連盟	監事	三股 信夫
	日向地区バレーボール協会	ビーチバレー連盟長	矢野 高大
	日向市ソフトボール協会	事務局長	松永 琢己
	日向市軟式野球連盟	副会長	児玉 勝
	日向地区バスケットボール協会	事務局	甲斐 豊喜
	日向市サーフィン連盟	理事長	甲斐 俊作
	日向市教育委員会 教育総務課	課長	大平 昇
	日向市建設部 市街地整備課	課長	黒木 松博

3 宿泊衛生専門委員会

(敬称略・順不同)

役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	一般社団法人日向市観光協会	専務理事	山本 達雄
副委員長	宮崎県日向保健所	衛生環境課長	林田 哲也
副委員長	日向市健康長寿部 健康増進課	課長	治田 健吾
	一般社団法人日向市東臼杵郡医師会	事務局長	大石 真一
	日向市・東臼杵郡歯科医師会	常務理事	小林 桂一郎
	一般社団法人日向市・東臼杵郡薬剤師会	副会長	日高 篤子
	公益社団法人宮崎県看護協会	日向・東臼杵地区理事	富山 由美
	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合日向支部	支部長代理	長友 宏哲
	公益社団法人宮崎県栄養士会	理事	新名 巳枝
	日向地区食品衛生協会	会長	黒木 廣伸
	日向市食生活改善推進協議会	会長	御手洗 希世子
	日向市市民環境部 環境政策課	課長	渡部 憲二
	日向市商工観光部 観光交流課	課長	寺田 雅彦

4 輸送交通専門委員会

(敬称略・順不同)

役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	宮崎県日向土木事務所	用地課長	渡邊 寿茂
副委員長	一般社団法人宮崎県バス協会 県北支部		金井 二三代
副委員長	日向市消防本部 警防課	課長	高森 正吉
	宮崎海上保安部 日向海上保安署	次長	養毛 梓
	日向警察署	交通課長	石川 喜裕
	九州旅客鉄道株式会社	延岡駅長	菊池 建次
	一般社団法人宮崎県タクシー協会 日向支部	理事	柳田 将
	日向地区交通安全協会	会長	長谷川 実利
	日向市総務部 防災推進課	課長	木田 和美
	日向市建設部 建設課	課長	松葉 進一